

大阪広域水道企業団公告第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年10月16日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
四條畷 第262号	黒田設備工業 黒田 清崇	門真市島頭三丁目6番7号	平成30年10月16日
四條畷 第273号	ライフ総合設備株式会社 村田 隆	四條畷市岡山一丁目25番7号	平成30年3月26日